

広島市規則第 23 号

令和 7 年 3 月 11 日

広島市消防団員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防団員被服等貸与規則の一部を改正する規則

広島市消防団員被服等貸与規則（昭和 42 年広島市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表冬活動服の項中「冬活動服」を「活動服」に改め、同表夏活動服の項を削り、同表備考の 1 中「冬服」の右に「、夏服」を加え、「にあつては男性の団員で副分団長以上の階級に属するもの及び女性の団員に、夏服」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の広島市消防団員被服等貸与規則の規定により貸与した冬活動服及び夏活動服で、この規則の施行の際使用期間が満了していないものは、改正後の広島市消防団員被服等貸与規則の規定により貸与した活動服とみなす。